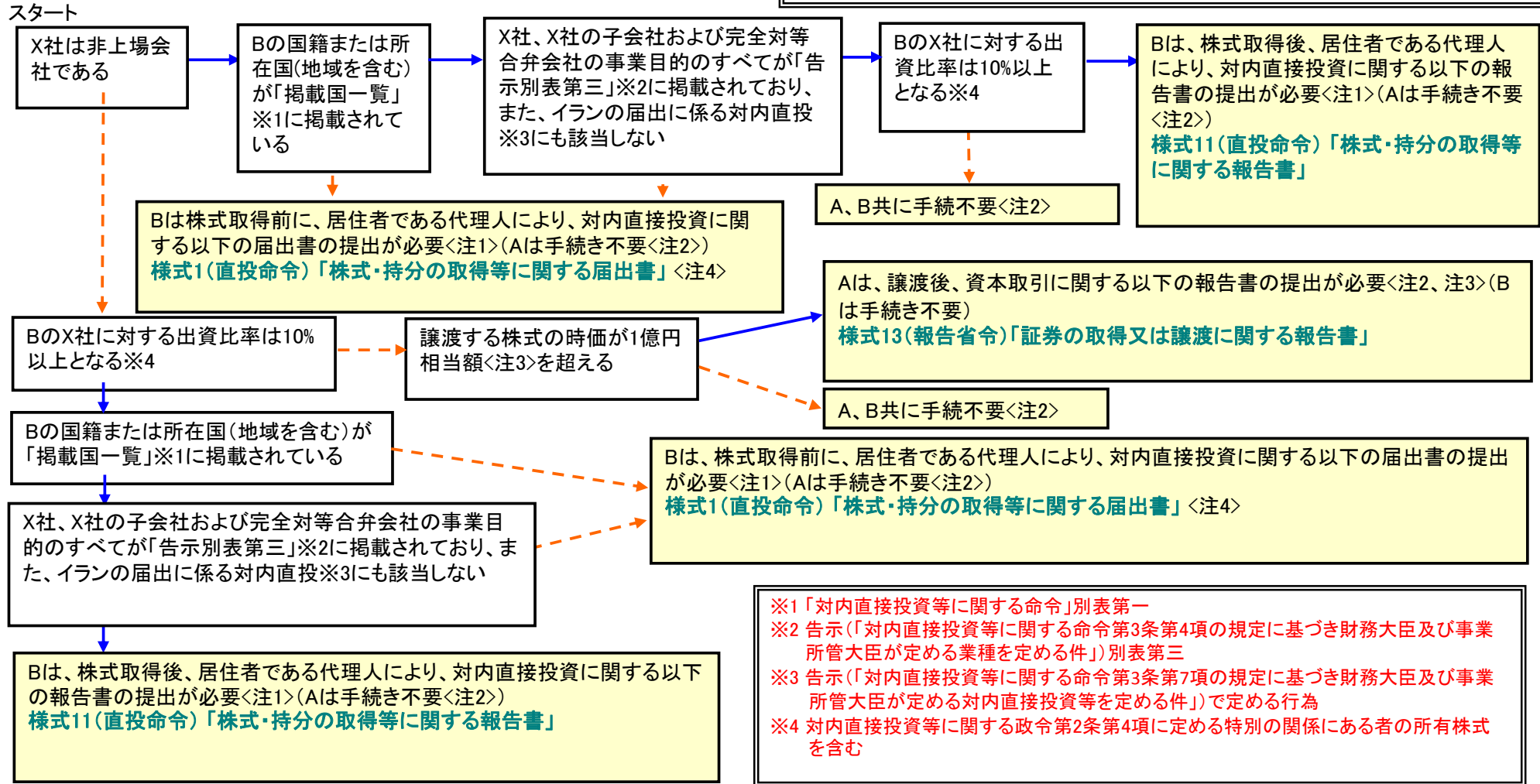


居住者*Aが所有している本邦X社の株式を非居住者Bに譲渡する場合

***Aが居住者外国投資家に該当しない場合。また、AはX社と同一ではないとする。**

---居住者・非居住者の定義および外国投資家の定義は、日本銀行のホームページ「外為法の報告書
 についてよく寄せられる質問と回答（資本取引編）」および「同（対内直接投資・特定取得編）」をご確認下さい。

Yes →
 No - - - - -



<注1>届出書、報告書の提出にあたっては、それぞれの記入の手引を確認の上、手続きを行って下さい。
 <注2>ここでご案内の届出書・報告書以外に、Aは、譲渡金を海外から受領する際に、「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要な場合がありますので、ご注意ください。なお、同報告書の提出にあたっては、同報告書の記入の手引をご確認下さい。
 <注3>外貨の円換算にあたっては、外為法第7条に定める「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」により換算して下さい。
 <注4>様式1(直投命令)「株式・持分の取得等に関する届出書」を提出した場合、当該株式・持分を取得又は処分した後、様式19(直投命令)「株式又は持分の取得等に関する報告書」を提出する必要がありますので、ご注意ください。